

「アセットオーナー・プリンシプル」の受け入れについて

令和6年9月25日

令和7年1月30日 改正

令和8年6月22日 改正

独立行政法人中小企業基盤整備機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）では、小規模企業共済制度（以下「本制度」という。）を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的として、小規模企業共済資産の運用を行っております。

機構は「資産保有者としての機関投資家（以下「アセットオーナー」という。）」であり、令和6年8月28日に公表された、アセットオーナー・プリンシプル（以下「本プリンシプル」という。）の趣旨に賛同し、本プリンシプルの受け入れを表明いたします。

また、機構では本プリンシプルへの対応について、以下のとおり公表いたします。

【原則1】

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

- 本制度は、小規模企業経営者や役員、個人事業主などのための、積立による退職金制度です。小規模企業共済資産の運用に当たっては、小規模企業共済法で基本方針の作成が義務付けられており、「小規模企業共済資産運用の基本方針（以下「基本方針」という。）」に運用の基本原則、運用の目的、運用の目標を定め、基本方針に沿って運用しています。なお、受益者である本制度のご契約者や共済金等受給者以外にもご理解いただくために、基本方針は機構ホームページにて公表しているところです。
- 基本方針には、運用目的や運用目標のほか、それを達成するための基本ポートフォリオも定めています。基本ポートフォリオを定めるに当たっては、本制度を安定的に運用していくため、予定利率に業務経費率を加えた必要利回りを確保できることを念頭に、投資対象資産の期待収益率や標準偏差と資産間の相関係数を考慮したうえで、将来にわたる最適な組み合わせとなるよう定めているほか、適切な資産配分を維持できるよう、リバランスに関するガイドラインも別途定めています。
- また、運用対象資産やリスクに関する考え方も基本方針で定めるほか、運用対象資産毎にリスクに対する考え方を含む内部規程を制定し、運用を行っています。
- 基本ポートフォリオの検証を含め、市場環境の変化を踏まえ、基本方針に沿った運用が行われているか、外部の専門家で構成する資産運用委員会に毎年度報告し、評価を受けています。

- 評価の結果、基本方針の見直しが必要と判断した場合には、資産運用委員会での助言を得たうえで、役員会で審議、決定することを基本方針で定めており、適切な手続きの下で見直しを行っています。

【原則 2】

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

- 機構は、国の中小企業施策の総合的な実施機関として、中小企業者等の事業活動に必要な助言や研修のほか、各種補助金やファンド出資を通じた資金供給、大規模災害からの復興支援等、多種多様な事業を展開しており、本制度は機構が行う事業の一つとして、運営しています。
- 多種多様な事業を運営するに当たって、理事長、副理事長及び各事業制度を掌理する理事を配置し、機構の業務全体の統括を行っています。また、職員については、多様な事業に跨る幅広い業務知識を取得させるべく、ジョブローテーションにより、各事業の運営について特定の人材に依存しない運営体制としています。
- 本制度の資産運用については、運用原資がご契約者より納められた掛金であるということや運用資産規模を鑑み、更なる専門的知見の充実の観点から、令和 7 年 4 月に資産運用の経験を有する者を共済資産運用担当責任者として招聘しました。運用担当部署においては、業務の適正な遂行のために、過去に所属経験のある職員の再配置や、外部研修の派遣を行うこと等により、担当職員の知見確保に努めていますが、外部専門人材の更なる登用を含め、運用体制の強化を検討していきます。
- 本制度の運用に係る重要事項については、資産運用委員会での助言を得て、役員会で審議することとしています。また、機構の目標達成を阻害するようなリスクのうち、本制度の運用に関するリスクを含む金融リスクについては、リスク管理委員会で定期的に審議し、内部統制委員会へ報告する体制としています。
- なお、機構では公募により、体制、業務実績や報酬水準等、幅広い観点から総合評価を実施したうえで、資産運用コンサルティング会社と契約を締結し、専門的な助言や支援等を受けながら、知見の補充・充実を図っています。

【原則 3】

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

- 機構は、本制度の運用目的を達成するため、自家運用資産では国内債券(簿価評価)等、委託運用資産は国内外債券及び株式(時価評価)といった運用方法を定め、投資対象資産の期待収益率や標準偏差と資産間の相関係数を考慮して最適な基本ポートフォリオを策定し、分散投資を行っています。
- 現在の運用方法は、基本方針に定めている基本原則に沿って選定しています。本制度における運用原資は、ご契約者より納められた掛金であり、今後、新たな運用方法を検討していくに当たっては、基本原則や運用資金の性格を念頭に、運用目標の達成に向けた必要性といった観点から慎重に検討を行い、受益者の皆様の最善の利益に資する運用方法を選択していきます。
- また、法令等に基づき、本制度の共済金等の支払いに関する資金・運用管理は「小規模企業共済勘定給付経理」として、本制度の運営に必要な事務経費等の経理とは区分し、運用資産の管理は信託銀行等に委託しています。資金管理の点においては特に、共済金等の支払いに備えた資金の確保は重要であり、基本ポートフォリオの約7割を占める自家運用資産内の満期保有目的債券においては、特に流動性を考慮して投資時期及び償還時期を分散した投資を実施しています。
- リスク管理の点においては、基本ポートフォリオで定めた資産配分を適切に維持できるよう、リバランスガイドラインを定めているほか、毎年度、基本ポートフォリオの検証や VaR 等の定量的リスク指標を踏まえたストレステストを実施し、資産運用委員会で結果の報告をしています。
- さらに、運用対象資産毎にガイドライン等の内部規程を制定し、内部規程に沿った管理を行っているほか、本制度の運用に関するリスク管理状況については、リスク管理委員会で定期的に審議し、内部統制委員会に報告しています。
- 運用受託機関の選定に当たっては、基本方針に受託機関選定の考え方を定め、公募の都度、具体的な基準を定め、うえて機構の運用目的や運用方針に照らし、総合的な評価を行い、選定していますが、今後、より多くの運用受託機関が公募に参加できるような基準に見直しを行っていくことを検討します。
- 運用受託機関の採用後は、毎年度、定量評価に定性評価を加えた総合評価を実施し、中長期の期間を目安に、必要に応じて委託シェアの変更や解約等により見直しを実施しています。報酬料率についても、運用受託機関選定時に適正な水準であることを評価項目の一つとしているほか、毎年度の総合評価によって、必要に応じた見直しを検討しています。

【原則4】

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

- 本制度の情報提供に関しては、基本方針において、本制度のご契約者等のステークホルダーが的確に把握できるよう、運用に関する情報を積極的に公開することを定めています。
- 機構のホームページにて、各年度の運用実績に加え、資産運用委員会の開催状況や運用に関する評価概要等を公開しています。今後、本制度の加入を検討してい

る方など幅広いステークホルダーの方々に正確にご理解いただくため、図表の活用を図るといった分かりやすい内容となるよう工夫に努めるとともに、小規模企業経営者や役員、個人事業主などのための積立による退職金制度という本制度の趣旨を十分に理解していただけるよう丁寧な情報提供に努めていきます。

【原則 5】

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

- 機構は、日本版スチュワードシップ・コードについては既に受け入れを表明しており、国内株式において、アセットオーナーとして適切にスチュワードシップ責任を果たすための方針を機構ホームページにて公表しています。
- 機構は、運用受託機関に対してサステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）を考慮したエンゲージメントなどを求めており、投資先企業の持続的成長を促すことを目的とした対話を建設的に行っているか確認すべく、毎年度、運用受託機関に対して報告を求め、モニタリングを実施し、毎年度の活動状況を機構ホームページにて公表しています。
- なお、運用受託機関の選定や評価に際しても、運用受託機関における日本版スチュワードシップ活動の取り組み状況も評価の対象とし、中長期的に安定した収益を確保できるよう努めています。
- サステナビリティへの取り組みは、持続可能な社会の実現や中長期的な投資収益向上を図るものであり、国際的に提唱されている PRI（責任投資原則）にも署名をしています。引き続き、本制度に相応しい取り組みについて検討していきます。